

県営小文地区土地改良事業（区画整理）における事業費の負担区分

1. 事業費及び事業費負担区分の予定

(1) 県営事業費 728,000 千円 (683,000 千円)

(令和 8 (令和 6) 年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。)

(地方事務費 36,400 千円 (34,150 千円) を除く)

(2) 負担区分の予定 (単位：%)

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担
区画整理工事	62.5	32.5	5

※国庫負担には、機構集積推進事業費として地元負担相当 7.5%を含む

2. 土地改良法第 91 条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の三次市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に従い負担金を負担する。

3. 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法 87 条の 3 第 7 項において準用する法 87 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号の対応するいずれかに掲げる行為に該当したときは、その者から、県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 45 年広島県条例第 19 号）第 6 条に規定する特別徴収金を徴収することがある。